

## 和歌山甲南会 会 則

- 第1条 本会は和歌山甲南会と称する。
- 第2条 本会は会員相互並びに母校との親和を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は次の者を以って会員とする。
- (1) 甲南学園卒業生中、和歌山及びその近郊在住者
  - (2) 上記学園に在籍したもので、役員会の承認を得た者
- 第4条 本会は甲南学園旧教職員並びに本学園に功績ある人で和歌山県及びその近郊在住の人を推して客員、若しくは特別会員とする。
- 第5条 本会に次の役員を置く。
- |      |     |
|------|-----|
| 会 長  | 1名  |
| 副会長  | 2名  |
| 常任理事 | 若干名 |
| 幹 事  | 若干名 |
| 会 計  | 2名  |
| 会計監査 | 2名  |
- 会長及び幹事・会計監査は総会に於いて選出し、副会長、常任理事、会計は会長が選考しこれを委嘱する。
- 第6条 役員任期は2年とし、再選を妨げない。
- 第7条 本会は次の行事を行う。
- (1) 総会 (年1回4月)
  - (2) 役員会 (随時)
  - (3) 月例会 (随時)
  - (4) その他
- 第8条 総会の議長は原則として会長が行う。
- 第9条 常任幹事は第7条の行事運営に関する実務を行う。
- 第10条 会員は会費として年額参千円也を納入するものとする。但し一時に金壺万5千円也を納入した場合は終身会費として取り扱うものとする。
- 第11条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終るものとする。
- 第12条 本会則に記載のない必要事項が生じた場合は、会長、若しくは役員会にて決定するものとする。